

各種奨学金等情報（令和7年9月29日現在）

学生支援課

★希望する奨学金等がある場合、必ず、奨学金等の実施主体の募集要項等で奨学金等の種別、金額、
申込期間、応募資格等を確認してください。

- この一覧は、例年熊本県立大学に募集要項等が届いている奨学金です。
- 「名称」に★印があるものは、本人の直接申請ではなく、学生支援課に申請が必要なものです。
- 奨学金実施団体または学生支援課への提出期限が近いものから順に掲載しています。
- この情報は、奨学金の情報が新たに入った場合は、更新します。

掲載日	名 称	種別	金額（月額）	学内または奨学金実施団体の締切等	応募資格の概要	併給
2025/7/18	一般財団法人阪大微生物病研究会BIKEN谷口奨学金制度事務局	給付	月額8万円	・本人が直接申請してください。 【申請期間】 2025年9月30日（火）17:00まで 【給付期間】 2026年4月から在籍する機関の最短修業年限の終期まで 【申請方法】 財団ホームページの申請ページから直接申請してください。 https://www.biken.or.jp	【応募資格】 募集要項に記載がある応募資格を全て満たす者 ① 2026 年 4 月 1 日時点で、日本国内の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者 〈在学年次〉 ・区分制博士課程の後期第 1 年次～第 2 年次 ② 微生物病等（細菌、ウイルス、感染症、ワクチン等）に関する研究を行う者 ③ 本奨学金の給付期間中は、原則として企業・団体等との雇用関係を有さない（予定）者 ※ 企業等からの出向者等は本奨学金の対象外となります。 ④ 日本国籍を有する者 ⑤ 学業成績・人物ともに優秀であり、心身ともに健康で、受入先指導教員の推薦を受けられる者（推薦書をご提出いただきます） ⑥ 同年度における本奨学金への申請者が、同教室かつ同学年において 1 名以内である者（異なる年度、もしくは異なる学年の場合は、同じ研究室であっても応募資格があります。）	可
2025/8/1	一般財団法人 KUROKI FOUNDATION 令和7年度 黒木育英奨学金	給付	年額48万円	・本人が直接申請してください。 【申請期間】 令和7年8月1日（金）～令和7年9月30日（火）必着 【給付期間】 2年間（学部3年次・4年次） 【申請方法】 応募書類一式を法人宛に郵送してください。 ※直接の持参は受け付けておりません	【応募資格】 以下の（1）～（6）のすべてに該当すること。 （1）日本国籍を有すること （2）両親または片親がいない世帯に属していること （3）国内の大学に在籍する学部3年生であること （4）応募締切日時点で年齢25才以下であること （5）経済的な理由により学費の支弁が困難であること （6）就学状況及び生活状況について適時報告できること	可
2025/7/24	公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 大学貸与奨学金	貸与	学部生（自宅） 45,000円 学部生（自宅外） 50,000円 博士・博士前期課程 70,000円 博士後期課程 100,000円	・本人が直接申請してください。 【申請期間】 令和7年9月1日（月）～10月3日（金）17:15まで※必着 【貸与期間】 令和7年4月から在学する大学の標準修業年限の終期まで 【申請方法】 財団ホームページを確認してください。 https://www.oihf.or.jp/	【応募資格】 （1）沖縄県内に住所を有する者の子弟（両親又はいずれかが沖縄県内に住民登録していること。） （2）国内の大学又は短期大学に在学している者。ただし、下記枠内の大学及び別科生、専攻生、聴講生、科目等履修生、休学中の者、留年中の者、正当な理由なく標準修業年限を超過し在学する者を除く。 （3）学業、人物とともに優秀で、かつ経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者。 （4）独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体若しくは民間育成団体等から奨学金の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸与を受けていない者。 日本学生支援機構、その他団体等にも併願することは構いませんが、当該奨学生の採用時点でいずれかを選択して頂くことになります。（日本学生支援機構、その他団体等と併願はできませんが、貸与奨学金の併用はできません。）給付型奨学金との併用は可能です。 ※金融機関の教育ローンは併用になりません。	貸与型との併用不可・重複採用不可 ※左記参照
2025/4/15	公益財団法人交通遺児育英会奨学金 【大学院生向け】	貸与（一部給付）	月額5万円・8万円 ・10万円から選択 （うち2万円は給付）	・本人が直接申請してください。 【申請期限】 令和7年10月31日 【申請方法】 財団ホームページを確認してください https://www.kotsuiji.com/	【応募資格】 現在大学院に在籍している学生で、下記の要件を満たすこと 保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な学生であること。 応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含みます（申込時25才までの人）	可
2025/8/4	再春館くまもと奨学金 （2026年度）	貸与※	月額50,000円（無利子）	・本人が直接申請してください。 【申請期間】 2025年10月1日～2025年10月31日 ※定員に空きがある場合は随時受け付けます 【貸与期間】 2026年4月～ 貸与の決定通知において定められた月から正規の就学年限（最長6年）まで 【申請方法】 書類を再春館くまもと奨学金事務局宛に郵送にて送付してください	【応募資格】 在学採用申請 次のいずれにも該当する者 ①県内の大学院・大学・短期大学・専修学校に通う学生であること ②大学等を卒業した後に、熊本県内で就業する意思があると認められること ③学業成績が優秀であると認められること ※条件に合致する場合、返還免除（半額または全額）となります。	可
2025/9/1	一般財団法人田中孝典記念教育財団 令和7年度 田中孝典記念奨学金（給付型）	給付	年額48万円	・本人が直接申請してください。 【申請期間】 令和7年9月1日～10月31日必着 ※直接の持参は受け付けておりません 【給付期間】 2年間（学部3年次・4年次） 【申請方法】 応募書類一式を法人宛に郵送してください。	【応募資格】 以下の（1）～（5）のすべてに該当すること。 （1）日本国籍を有すること （2）国内の大学の理工系学部※に在籍する学部3年生であること （3）応募締切日時点で年齢25才以下であること （4）経済的な理由により学費の支弁が困難であること （5）就学状況及び生活状況について適時報告できること ※理工学部、理学部、工学部、並びにこれらに類するもの（例：情報理工学部、創造工学部、理工学群 応用理工学類 応用物理専攻）（該当するかは財団にお問い合わせください。） 注）令和7年度募集要項に、別途、応募の目安が記載されています。	可
2025/9/29	公益財団法人キーエンス財団 2026年度【貸与奨学金返還支援】 （卒業予定者対象）	給付	JASSOの貸与奨学金（第一種、第二種）の返還総額の50％を一括で返還（ただし、最大240万円まで）	・本人が直接申請してください。 【募集期間】 ①予備選考 Web登録：2025年10月1日（水）～2025年11月14日（金）午前10時 ②本選考 書類提出：2025年11月25日（火）～2026年1月23日（金）締切当日消印有効 Web登録：2025年11月25日（火）～2026年1月23日（金）午前10時 【申請方法】 財団ホームページを確認してください。 https://www.keyence-foundation.or.jp/	【募集対象者】 以下のいずれの各項にも該当する者 ・2026年3月に日本の大学を最短修業年限にて卒業する見込みがある者（4年制の学部・学科生に限る。ただし留学生を除く。） ・2025年4月1日現在、23歳以下である者 ・JASSOの貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金を問いません。）を受けている者 ・返還期限満予の対象者は除く。 ・財団の4年間給付型奨学金を受けたことがない者 ・在籍大学が財団からの求めに応じ選考に必要な情報を提供することに同意できる者 ・勉学に励み価値ある大学生活を送っている大学生	可
2025/6/18	熊本市奨学金 （家計急変）	貸与	月額42,000円 21,000円 のいずれかを選択	【申請期間】 令和7年6月16日（月）～令和8年2月27日（金） 【貸与期間】 申請した日の属する月から、令和8年（2026年）3月まで 【申請方法】 本人が直接熊本市教育委員会へ申請してください。募集要項は学生支援課でも配布します。 【募集案内配布場所】 熊本市教育委員会学務支援課、熊本市役所1階総合案内、各区役所・各まちづくりセンター等	【貸与対象者】 次に掲げる要件をすべて満たす方 （1）熊本市内に居住する方の被扶養者であること （2）学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）に在学していること （3）国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと （4）下記の家計の急変等の該当者であること 〈家計急変等の対象について〉 ①火災・風水害等 →火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊） ②破産 →扶養者の事業失敗による破産 ③失職 →主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職 ④死亡 →主たる生計維持者の死亡 ⑤入院 →主たる生計維持者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少 ⑥離婚 →扶養者の離婚による世帯収入の減少	